

国立大学法人長崎大学と公益財団法人ジョイセフとの包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と公益財団法人ジョイセフ（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源の活用を図りながら、人類の健康にかかる研究及び人材育成の推進並びにプラネタリーヘルスの発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事業の推進）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力の上、推進する。

- (1) 教育・研究に関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) プラネタリーヘルスの発展に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携・協力事項に関する連携・協力事業を効果的に実施するため、連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を行う。また、連携・協力事業の具体的な内容については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 第1項各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、必要に応じ個別の覚書を締結する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義への対応）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、解決を図る。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 4年 8月 1日

甲 長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長 河野 茂

乙 東京都新宿区市谷田町1-10

公益財団法人ジョイセフ

理事長

石井 澄江

